

品質と安全性に関するデータ等の自主登録規定

1. 目的

自主管理により抗菌加工製品または抗菌剤が「品質と安全性に関する自主規格」を満足していることを明らかにするために、会員が、本会に自主登録する「品質と安全性に関するデータ等」について定める。

2. 用語の定義

「表示・用語等に関する規定」第3項による。

3. 提出データ

(1) 抗菌剤メーカー等（剤の製造業者、販売業者、輸入業者の総称）

「品質と安全性に関する入会・自主登録データシートⅠ（抗菌剤）」に必要事項を記入し、事務局に提出する。

(2) 抗菌加工製品メーカー等（製品の製造業者、販売業者、輸入業者の総称）

同等抗菌加工製品群ごとに「品質と安全性に関する入会・自主登録データシートⅡ（抗菌加工製品）」に必要事項を記入し、事務局に提出する。

(3) 防カビ加工製品メーカー等（製品の製造業者、販売業者、輸入業者の総称）

同等防カビ加工製品群ごとに「品質と安全性に関する入会・自主登録データシートⅢ（防カビ加工製品）」に必要事項を記入し、事務局に提出する。

(4) J N L A ロゴ付き試験証明書の写し

抗菌加工製品では「品質と安全性に関する自主規格」第4項による J N L A ロゴ付き試験証明書の写しを事務局に提出する。JIS Z 2801 (2000) 5項以外の試験法で評価した場合には J N L A ロゴのない試験証明書を事務局に提出する。

(5) 製品安全データシート（SDS）

抗菌剤メーカー等は、抗菌剤の物理化学的性状および取扱い上の注意事項等が記載された SDS を事務局に提出する。

(6) 平成 21 年 5 月 20 日に改正された新化審法において優先評価化学物質（化審法第 2 条第 5 項）として指定された化学物質が含まれている製品にあつては、当該薬剤を使用した製品についての障害情報を登録後半年ごとに提出しなくてはならない。

4. 自主登録の受理

事務局は、「品質と安全性に関する入会・自主登録データシートⅠ（抗菌剤）、Ⅱ（抗菌加工製品）およびⅢ（防カビ加工製品）」に必要な事項が記載されており、かつ、第3項による資料の提出があれば受理し、その旨を自主登録者（会員）に通知する。

5. S I A A マークの表示

機密保持レベル D

「自主登録受理通知書」記載の当該抗菌加工製品（および同等抗菌加工製品群）、当該防カビ加工製品（および同等防カビ加工製品群）または抗菌剤については、S I A Aマークの使用申請により、これを表示することができる。なお、詳細については「表示・用語に関する規定」による。

6. 情報公開

本会は、自主登録された「品質と安全性に関する入会・自主登録データシートⅠ（抗菌剤）、Ⅱ（抗菌加工製品）およびⅢ（防カビ加工製品）」について情報公開する。情報公開の方法等については「インターネットホームページ管理運用規定」で定める。

7. 自主登録関連書類の保管

会員は、自主登録関連書類（電子媒体等を含む）を当該製品の販売が終了後10年間保管するものとする。

制定：平成10年6月24日

改訂：平成11年6月02日

改訂：平成12年6月22日

改訂：平成13年6月22日

暫定改訂：平成13年7月24日

改訂：平成15年5月15日

改訂：平成19年2月2日

改訂：平成19年5月21日

改訂：平成19年12月21日

改訂：平成23年12月20日

改訂：平成25年5月10日